

■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

随意契約の事前公表内容						
No.	契約件名	契約内容	契約の相手方の決定方法	選定基準	申請方法	契約担当課
1	令和7年度水質検査業務委託 (平日毎日)	西原町（上下水道課）が供給する水道水が、法令で定められた水質基準に適合した安全な水であることを確認するため、水質検査計画に基づく定期毎日（平日）の水質検査業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。 なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和7年3月27日16時まで	建設部上下水道課 給水係 TEL098-945-4934
2	西原町立図書館清掃業務委託	西原町立図書館の衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。 なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和7年3月31日17時まで	教育部文化課 西原町立図書館 TEL098-944-4996
3	西原町立図書館除草作業業務委託	西原町立図書館敷地内の衛生的環境を確保するため、除草作業の業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。 なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和7年3月31日17時まで	教育部文化課 西原町立図書館 TEL098-944-4996
4	町道及び歩道等の除草作業委託業務契約	西原町内町道等の除草及び清掃等良好な維持管理を行うために、除草及び清掃業務等を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。 なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和7年4月4日15時まで	建設部土木課 すぐやる係 TEL098-945-4415
5	令和7年度小学校水泳プール管理委任契約	西原町立小学校プール施設、機械設備、水質等を管理するためプール管理委任契約を結ぶ。	選定基準をすべて満たすことを要する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和7年4月10日17時まで	教育部教育総務課 教育総務係 TEL098-945-3655

■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

随意契約の事前公表内容						
No.	契約件名	契約内容	契約の相手方の 決定方法	選定基準	申請方法	契約担当課
6	令和7年度中学校水泳プール管理委任契約	西原町立中学校プール施設、機械設備、水質等を管理するためプール管理委任契約を結ぶ。	選定基準をすべて満たすことを要する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和7年4月10日17時まで	教育部教育総務課 教育総務係 TEL098-945-3655